

指定管理者の保有する情報の公開に関するモデル規程

(目的)

第1条 この規程は、情報公開条例（平成11年宮城県条例第10号）第38条の2第1項の規定に基づき県が設置する公の施設の管理の公共性にかんがみ、〇〇の保有する公の施設の管理に係る情報の公開の推進に関して必要な事項を定めることにより、当該公の施設の管理の透明性の一層の向上を図り、もって〇〇の行う事業について県民の理解と信頼を確保し、公正で開かれた〇〇の運営に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において「文書」とは、〇〇の役員又は職員（以下「役職員」という。）が公の施設の管理につき職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真及びスライドフィルム（これらを撮影したマイクロフィルムを含む。次項において同じ。）並びに電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。次項において同じ。）であって、〇〇の役職員が組織的に用いるものとして、〇〇が保有しているものをいう。

2 この規程において「文書の開示」とは、文書、図画又は写真を閲覧又は写しの交付により、スライドフィルム又は電磁的記録をその種別、情報化の進展状況等を勘案して〇〇が別に定める方法により公開することをいう。

(責務)

第3条 〇〇は、この規程に定められた事項を誠実に実行するほか、〇〇の保有する情報を積極的に公開するよう努めなければならない。この場合において、〇〇は、個人に関する情報が十分保護されるよう最大限の配慮をしなければならない。

2 文書の開示の申出をしようとするものは、〇〇の実施する情報の公開の円滑な推進に努めなければならない。

(文書の開示の申出ができるもの)

第4条 何人も、この規程の定めるところにより、〇〇に対し、文書の開示の申出をすることができる。

(文書の開示の申出の手続)

第5条 前条の規定による開示の申出（以下「開示申出」という。）は、次に掲げる事項を記載した文書開示申出書（様式第1号。以下「開示申出書」という。）を〇〇の〇〇（代表者）に提出して行なわなければならない。

- (1) 開示申出をする者の氏名又は名称及び住所又は事務所若しくは事業所の所在地並びに法人その他の団体にあつては代表者の氏名
- (2) 文書の件名その他の開示申出に係る文書を特定するに足りる事項
- (3) その他〇〇が別に定める事項

2 〇〇は、開示申出書に形式上の不備があると認めるときは、開示申出をした者（以下「開示申出者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、〇〇は、当該開示申出者に対し、補正の参考となる情報を提供しよう努めなければならない。

(開示申出に対する決定等)

第6条 ○○は、開示申出があった日から14日以内に、開示決定等(当該開示申出に係る文書の全部若しくは一部を開示する旨の決定又は文書を開示しない旨の決定(第11条の規定により開示申出を拒否する旨の決定及び開示申出に係る文書を保有していない旨の決定を含む。))をいう。以下同じ。)をしなければならない。ただし、前条第2項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、その期間に算入しない。

2 ○○は、開示決定等をしたときは、速やかに、開示申出者に対し、その旨を文書開示決定通知書(様式第2号)、文書部分開示決定通知書(様式第3号)、文書不開示決定通知書(様式第4号)、文書不開示決定通知書(存否応答拒否)(様式第5号)又は文書不開示決定通知書(不存在)(様式第6号)により通知しなければならない。ただし、開示請求のあった日に文書の全部を開示する旨の決定をしたときは、その旨を口頭により通知することができる。

3 ○○は、文書の全部を開示する旨の決定以外の開示決定等をしたときは、その理由(その理由がなくなる期日をあらかじめ明示することができるときは、その理由及び期日)を前項の書面に具体的に記載しなければならない。

4 第1項の規定にかかわらず、○○は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を延長することができる。この場合において、○○は、速やかに、開示申出者に対し、延長後の期間及び延長の理由を決定期間延長通知書(様式第7号)により通知しなければならない。

(開示の実施)

第7条 ○○は、前条第1項の文書の全部又は一部を開示する旨の決定(以下「開示決定」という。)をしたときは、速やかに、開示申出者に対し、文書の開示をしなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、○○は、閲覧の方法による文書の開示にあっては、当該文書を汚損し、又は破損するおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときは、その写しにより、これを行うことができる。

3 文書の開示は、○○が指定する日時に○○の事務所において行うものとする。

4 前項の規定により開示をする場合において、○○の○○(代表者)が必要と認めるときは、宮城県の職員に立会いを要請するものとする。

5 開示決定を受けた者は、前条第2項の規定による通知があった日から90日以内に開示を受けなければならない。ただし、その期間内に当該開示を受けることができないことにつき正当な理由があるときは、この限りでない。

(文書の開示義務)

第8条 ○○は、開示申出があったときは、当該開示申出に係る文書に次の各号に掲げる情報(以下「不開示情報」という。)のいずれかが記録されている場合を除き、開示申出者に対し、当該文書を開示しなければならない。

(1) 法令(条例を含む。以下同じ。)の規定により公開することができないとされている情報

(2) 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの又は特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、なお個人の権利利益が害されるおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

イ 法令の規定により又は慣行として公開され、又は公開することが予定されている情報

ロ 当該個人が役職員、公務員等（国家公務員法（昭和 22 年法律第 120 号）第 2 条第 1 項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 2 条第 4 項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成 13 年法律第 140 号）第 2 条第 1 項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）の役員及び職員、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 2 条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号）第 2 条第 1 項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）並びに宮城県住宅供給公社、宮城県道路公社及び宮城県土地開発公社（以下「地方三公社」という。）の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該役職員及び公務員等の職、氏名並びに当該職務遂行の内容に係る部分

(3) 法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人及び地方三公社を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公開することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益が損なわれると認められるもの。ただし、事業活動によって生じ、又は生ずるおそれのある危害から人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、公開することが必要であると認められる情報を除く。

(4) 公開することにより、犯罪の予防又は捜査、人の生命、身体又は財産の保護その他の公共の安全と秩序の維持に支障が生ずるおそれのある情報

(5) ○○、県が設立した地方独立行政法人、地方三公社又は国等（国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人（県が設立したものを除く。）その他の公共団体をいう。以下同じ）の事務事業に係る意思形成過程において行われる○○又は○○と県が設立した地方独立行政法人、地方三公社若しくは国等の機関との間における審議、検討、調査、研究等に関する情報であって、公開することにより、当該事務事業又は将来の同種の事務事業に係る意思形成に支障が生ずると明らかに認められるもの

(6) ○○、県が設立した地方独立行政法人、地方三公社又は国等の機関が行う検査、監査、取締り、争訟、交渉、渉外、入札、試験その他の事務事業に関する情報であって、当該事務事業の性質上、公開することにより、当該事務事業若しくは将来の同種の事務事業の目的が達成できなくなり、又はこれらの事務事業の公正若しくは円滑な執行に支障が生ずると認められるもの

（部分開示）

第 9 条 ○○は、開示申出に係る文書の一部に不開示情報が記録されている場合において、不開示情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは、開示申出者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。ただし、当該部分を

除いた部分に有意の情報が記録されていないと明らかに認められるときは、この限りでない。

(公益上の理由による裁量的開示)

第10条 ○○は、開示申出に係る文書に不開示情報が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、開示申出者に対し、当該文書を開示することができる。

(文書の存否に関する情報)

第11条 開示申出に対し、当該開示申出に係る文書が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、○○は、当該文書の存否を明らかにしないで、当該開示申出を拒否することができる。

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

第12条 開示申出に係る文書に○○、国等及び開示申出者以外のもの（以下「第三者」という。）に関する情報が記録されているときは、○○は、開示決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、開示申出に係る文書の表示等を文書の開示に係る意見照会書（様式第8号。以下「意見照会書」という。）により通知して、文書の開示に係る意見書（様式第9号。以下「意見書」という。）を提出する機会を与えることができる。

2 ○○は、次の各号のいずれかに該当するときは、開示決定に先立ち、当該第三者に対し、開示申出に係る文書の表示等を意見照会書により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

(1) 第三者に関する情報が記録されている文書を開示しようとする場合であって、当該情報が第8条第3号ただし書の情報に該当すると認められるとき。

(2) 第三者に関する情報が記録されている文書を第10条の規定により開示しようとするとき。

3 ○○は、前2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該文書の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に2週間を置かなければならない。この場合において、○○は、開示決定後直ちに、当該意見書を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を文書を開示決定した旨の通知書（様式第10号）により通知しなければならない。

4 前項の規定にかかわらず、○○は、正当な理由があるときは、同項に規定する期間を延長することができる。

(費用負担)

第13条 開示申出をして文書、図画又は写真の写しの交付その他の物品の供与を受けるものは、当該供与に要する費用を負担しなければならない。

2 前項の費用については、○○の○○（代表者）が別に定める。

(異議の申出等)

第14条 開示決定等又は開示申出に係る不作為について不服があるものは、○○に対し、異議の申出（以下「異議申出」という。）をすることができる。

- 2 開示決定等に対する異議申出は、当該決定等を知った日の翌日から起算して3か月以内に行わなければならない。
- 3 異議申出は、〇〇の〇〇（代表者）に直接又は宮城県知事を経由して異議申出書（様式第11号）を提出して行わなければならない。
- 4 〇〇は、異議申出があったときは、遅滞なく、宮城県知事と協議し、異議申出回答書（様式第12号）により回答を行うものとする。
- 5 〇〇は、宮城県知事との協議が終了した日の翌日から起算して30日以内に異議申出をしたものに理由を付して回答しなければならない。ただし、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、その期間を延長することができる。

（宮城県知事への説明等）

第15条 〇〇は、宮城県知事から協議を行うために必要と認める文書の閲覧、〇〇の役職員に対する意見聴取等を求められた場合には、これらに応じるものとする。

（文書の管理）

第16条 〇〇は、この規程の適正かつ円滑な運用に資するため、文書を適正に管理するものとする。

（開示申出をしようとするものに対する情報の提供等）

第17条 〇〇は、開示申出をしようとするものが容易かつ的確に開示申出をすることができるよう、〇〇が保有する文書の特定に資する情報の提供その他開示申出をしようとするものの利便を考慮した適切な措置を講ずるものとする。

（宮城県知事による指導等）

第18条 〇〇は、この規程の実施に関し必要があるときは、宮城県知事に対し、指導、助言等を求めるものとする。

（その他）

第19条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施のため必要な事項は、〇〇が別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成〇年〇月〇日から施行する。
- 2 開示申出については、第5条第1項の規定にかかわらず、当分の間、開示申出書を宮城県知事を経由して提出し、開示申出をすることができる。
- 3 文書の開示については、第7条第3項の規定にかかわらず、当分の間、宮城県県政情報センター又は宮城県県政情報コーナーにおいて開示することができる。

附 則

- 1 この規程は、平成〇年〇月〇日から施行する。
- 2 この規定の施行の日前にされた開示決定等又は施行の日前にされた開示申出に係る不作為に係る異議の申出については、なお従前の例による。

文 書 開 示 申 出 書

年 月 日

〇〇指定管理者〇〇〇（代表者） 殿

請求者 住 所
氏 名
(法人その他の団体にあつては、事
務所又は事業所の所在地、名称及
び代表者の氏名)

〇〇指定管理者情報公開規程第 5 条第 1 項の規定により、次のとおり文書の開示を申
出します。

申 出 す る 文 書 の 内 容	(文書の件名又は知りたい事項について具体的に記入してください。)
申出に関する 連 絡 先	電話番号 () — 内線 (申出者が法人その他の団体の場合) 担当者所属・氏名
文 書 の 開 示 の 方 法 の 区 分	1 閲覧・視聴 2 写しの交付・複製物の供与 3 1 及び 2

この欄には記入しないでください。

文 書 の 件 名	() 年度
担 当 課 等	電話番号 () — 内線
備 考	

文 書 開 示 決 定 通 知 書

第 号
年 月 日

殿

〇〇指定管理者〇〇〇（代表者）

年 月 日付けで申出のありました文書の開示については、〇〇指定管理者情報公開規程第 6 条第 1 項の規定により、次のとおり文書の開示をすることを決定したので通知します。

文 書 の 内 容	
文 書 の 開 示 の 日 時	年 月 日 午前 時 分 午後
文 書 の 開 示 の 場 所	
担 当 課 等	電話番号（ ） ー 内線
備 考	

- （注） 1 指定された日時が都合の悪い場合には、あらかじめ担当課等へ御連絡ください。
- 2 〇〇指定管理者情報公開規程第 7 条第 5 項の規定により、この通知があった日から90日を経過すると、開示を受けることができません。
なお、正当な理由によりこの期間内に開示を受けることができない場合には、担当課等へ御連絡ください。
- 3 文書の開示を受ける際には、この通知書を提示してください。

文 書 部 分 開 示 決 定 通 知 書

第 号
年 月 日

殿

〇〇指定管理者〇〇〇（代表者）

年 月 日付けで申出のありました文書の開示については、〇〇指定管理者情報公開規程第6条第1項の規定により、次のとおり一部を除いて文書の開示をすることを決定したので通知します。

文 書 の 内 容	
文 書 の 開 示 の 日 時	年 月 午前 時 分 午後
文 書 の 開 示 の 場 所	
一部について文書の開示をしない理由	〇〇指定管理者情報公開規程第8条第 号該当
※一部について文書の開示をしない理由がなくなる期日	年 月 日
担 当 課 等	電話番号（ ） — 内線
備 考	

（教示）

この決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、〇〇指定管理者〇〇〇（代表者）に異議の申出をすることができます。ただし、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定の日の翌日から起算して1年を経過した時は、異議の申出をすることができなくなります。

- （注）1 指定された日時が都合の悪い場合には、あらかじめ担当課等へ御連絡ください。
- 2 〇〇指定管理者情報公開規程第7条第5項の規定により、この通知があった日から90日を経過すると、開示を受けることができません。
- なお、正当な理由によりこの期間内に開示を受けることができない場合には、担当課等へ御連絡ください。
- 3 文書の開示を受ける際には、この通知書を提示してください。
- 4 ※印の欄は、一部について文書の開示をしない理由がなくなる期日をあらかじめ明示することができる場合に記入してありますので、当該期日以降改めて申出してください。

文 書 不 開 示 決 定 通 知 書

第 号
年 月 日

殿

〇〇指定管理者〇〇〇（代表者）

年 月 日付けで申出のありました文書の開示については、〇〇指定管理者情報公開規程第6条第1項の規定により、次のとおり文書の開示をしないことを決定したので通知します。

文 書 の 内 容	
文 書 の 開 示 を し な い 理 由	〇〇指定管理者情報公開規程第8条第 号該当
※文書の開示をしない 理由がなくなる期日	年 月 日
担 当 課 等	電話番号（ ） ー 内線
備 考	

（教示）

この決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、〇〇指定管理者〇〇〇（代表者）に異議の申出をすることができます。ただし、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定の日の翌日から起算して1年を経過した時は、異議の申出をすることができなくなります。

（注） ※印の欄は、文書の開示をしない理由がなくなる期日をあらかじめ明示することができる場合に記入してありますので、当該期日以降改めて申出してください。

文書不開示決定通知書（存否応答拒否）

第 号
年 月 日

殿

〇〇指定管理者〇〇〇（代表者）

年 月 日付けで申出のありました文書については、〇〇指定管理者情報公開
規程第6条第1項の規定により、次のとおり文書の開示をしないことを決定したので通知
します。

文 書 の 内 容	
文書の存否を明らかに しない理由	〇〇指定管理者情報公開規程第 条第 号該当
担 当 課 等	電話番号（ ） — 内線
備 考	

（教示）

この決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から
起算して3か月以内に、〇〇指定管理者〇〇〇（代表者）に異議の申出をすることが
できます。ただし、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であ
っても、決定の日の翌日から起算して1年を経過した時は、異議の申出をすることが
できなくなります。

文 書 不 開 示 決 定 通 知 書 （ 不 存 在 ）

第 号
年 月 日

殿

〇〇指定管理者〇〇〇（代表者）

年 月 日付けで申出のありました文書については、〇〇指定管理者情報公開規程第 6 条第 1 項の規定により、次のとおり文書の開示をしないことを決定したので通知します。

文 書 の 内 容	
文書が存在しない理由	
担 当 課 等	電話番号（ ） ー 内線
備 考	

（教示）

この決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、〇〇指定管理者〇〇〇（代表者）に異議の申出をすることができます。ただし、決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内であっても、決定の日の翌日から起算して 1 年を経過した時は、異議の申出をすることができなくなります。

決 定 期 間 延 長 通 知 書

第 号
年 月 日

殿

〇〇指定管理者〇〇〇（代表者）

年 月 日付けで申出のありました文書の開示については、〇〇指定管理者
情報公開規程第 6 条第 4 項の規定により、次のとおり文書の開示をするかどうかの決定
をする期間を延長したので通知します。

文 書 の 内 容	
〇〇指定管理者情報公開 規程第 6 条第 1 項に規定 する決定期間	年 月 日から 年 月 日まで
決 定 期 間 の 延 長 期 限	年 月 日まで
延 長 の 理 由	
担 当 課 等	電話番号（ ） ー 内線
備 考	

文 書 の 開 示 に 係 る 意 見 照 会 書

第 号
年 月 日

殿

〇〇指定管理者〇〇〇（代表者）

次の文書の開示について、〇〇指定管理者情報公開規程第 1 2 条第 1 項（第 2 項）の規定により意見を求めますので、文書の開示に係る意見書（様式第 9 号）により 年 月 日までに回答してくださるようお願いいたします。

文 書 の 内 容	
文書に記載されている情報	
担 当 課 等	電話番号（ ） ー 内線
備 考	

（注）

回答期限までに文書の開示に係る意見書の提出がない場合は、意見の聴取の手続を終結し、文書の開示が行われることがあります。

文 書 の 開 示 に 係 る 意 見 書

年 月 日

〇〇指定管理者〇〇〇（代表者） 殿

住 所
氏 名
（法人その他の団体にあつては、事
務所又は事業所の所在地、名称並び
に代表者の氏名）

意見照会年月日及び 番号	年 月 日 第 号
該当する番号を○で囲み、必要な事項を記入してください。 1 文書を開示されても支障がない。 2 文書を開示されると支障がある。 （文書の開示により支障がある部分） 理由（2に該当する場合に記入してください。）	

文 書 を 開 示 決 定 し た 旨 の 通 知 書

第 号
年 月 日

殿

〇〇指定管理者〇〇〇（代表者）

〇〇指定管理者情報公開規程第 1 2 条第 3 項の規定により、次のとおり行政文書の開示をすることを決定したので通知します。

文 書 の 内 容	
文書に記載されている情報の内容	
開示を実施する年月日	年 月 日（ ）
開 示 決 定 の 種 類	年 月 日付け 第 号 開示（部分開示）決定
開示を決定した理由	
担 当 課 等	電話番号（ ） — 内線
備 考	

（教示）

この決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、〇〇指定管理者〇〇〇（代表者）に異議の申出をすることができます。ただし、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定の日の翌日から起算して1年を経過した時は、異議の申出をすることができなくなります。

開示を実施する日の前日までに異議の申出がないときは、上記の情報を開示します。

異 議 申 出 書

年 月 日

〇〇指定管理者〇〇〇（代表者） 殿

異議申出人 〇〇 〇〇

次のとおり異議の申出をします。

1 異議申出人の氏名、年齢、住所

〇〇 〇〇 〇〇歳 〇〇市〇〇町〇〇番地

2 異議申出に係る決定

〇〇指定管理者〇〇〇（代表者）が 年 月 日付けで異議申出人に対してした〇〇決定

3 異議申出に係る決定があったことを知った日

年 月 日

4 異議申出の趣旨及び理由

(1) 異議申出の趣旨

異議申出に係る決定を取り消すとの決定を求める。

(2) 異議申出の理由

（開示しない理由に対する異議申出人の主張等を具体的に箇条書で記載する。別紙でも可。）

5 教示の有無及び内容

「この決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、〇〇指定管理者〇〇〇（代表者）に異議の申出をすることができます。ただし、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定の日の翌日から起算して1年を経過した時は、異議の申出をすることができなくなります。」との教示がありました。

6 その他

(1) 添付書類

